（政令への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（租税特別措置法の一部改正）

第四条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十条の六の七第二項第五号中「第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設」を「第三十一条第二項に規定する指定施設」に改め、同条第三項第七号を次のように改める。

七　寄託先美術館について、博物館法第十一条の登録が同法第十九条第一項の規定により取り消され、若しくは同法第二十条第二項の規定により抹消された場合又は同法第三十一条第一項の規定による指定が同条第二項の規定により取り消された場合　これらの事由が生じた日

第七十条の六の七第五項中「定める取り消され、若しくは抹消され、又は事由が生じた」を「定める」に改め、同項第一号中「登録の取消し若しくは抹消はなかつたものと、又は同号の事由は」を「事由は、」に改め、同項第二号中「当該取り消され、若しくは抹消され、又は事由が生じた」を「第三項第七号に定める」に、「第三項第七号の取り消された場合若しくは抹消された場合又は事由が生じた」を「同号に掲げる」に改め、同項第三号中「当該取り消され、若しくは抹消され、又は事由が生じた」を「第三項第七号に定める」に改める。

（美術品の美術館における公開の促進に関する法律及び展覧会における美術品損害の補償に関する法律の一部改正）

第五条　次に掲げる法律の規定中「第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設」を「第三十一条第二項に規定する指定施設」に改める。

一　美術品の美術館における公開の促進に関する法律（平成十年法律第九十九号）第二条第二号

二　展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成二十三年法律第十七号）第二条第二号ハ

財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　末松　信介
内閣総理大臣　岸田　文雄

貿易保険法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年四月十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第二十五号

貿易保険法の一部を改正する法律

貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「前払輸入保険」を「前払購入保険」に、「第十節　海外事業資金貸付保険（第七十一条―第七十三条）」を「第十節　海外事業資金貸付保険（第七十一条―第七十三条）　第十一節　スワップ取引保険（第七十四条・第七十五条）　第十二節　信用状確認保険（第七十六条―第七十八条）」に、「第七十四条―第七十七条」を「第七十九条―第八十二条」に改める。

第二条第十三項中「本邦人又は」の下に「国際機関、外国政府等、」を加え、「外国政府等」を「国際機関、外国政府等」に改め、同条第十五項中「前払輸入契約」を「前払購入契約」に、「貨物を輸入する」を「本邦法人又は本邦人が一の外国の地域において生産され、加工され、又は集荷される貨物（本邦又は他の外国の地域に引き渡されるものに限る。）を購入する」に改め、同条第十六項中「前払輸入者」を「前払購入者」に、「前払輸入契約」を「前払購入契約」に、「輸入する」を「購入する」に改め、同条第十八項中「本邦人又は」の下に「国際機関、外国政府等、」を加え、「外国政府等」を「国際機関、外国政府等」に改め、同項第一号中「外国法人」を「国際機関、外国政府等、外国法人」に改め、同条に次の一項を加える。

19　この法律において「信用状確認契約」とは、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行その他政令で定める者（以下「信用状確認者」という。）が、輸出契約、仲介貿易契約又は技術提供契約に係る信用状を発行する者（以下「信用状発行者」という。）に対して、当該輸出契約に基づく貨物の代金若しくは賃貸料、当該仲介貿易契約に基づく貨物の代金若しくは賃貸料又は当該技術提供契約に基づく技術若しくは労務の提供の対価に相当する金額をそれぞれ輸出者、仲介貿易者又は技術提供者に支払うことを約する契約をいう。

第十二条に次の一項を加える。

4　会社は、第一項及び第二項の業務のほか、経済産業大臣の認可を受けて、貿易保険により塡補される損失と同種の損失についての保険（再保険を含む。）の事業を行う外国法人に対する出資を行うことができる。

第二十条中「第七十六条第四号」を「第八十一条第四号」に改める。

第二十九条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　譲渡性預金証書の保有

第三十五条第二号中「第二十九条第四号」を「第二十九条第五号」に改める。

第三十九条中「前払輸入保険」を「前払購入保険」に、「及び海外事業資金貸付保険」を「、海外事業資金貸付保険、スワップ取引保険及び信用状確認保険」に改める。

第四十二条中「前払輸入保険」を「前払購入保険」に、「若しくは海外事業資金貸付保険」を「、海外事業資金貸付保険、スワップ取引保険若しくは信用状確認保険」に、「若しくは第七十一条第二項」を「、第七十一条第二項、第七十四条第二項若しくは第七十六条第二項」に改める。

第四十四条第二項第一号中「（イからホまで」の下に「又はヌ」を加え、同号に次のように加える。

ヌ　輸出契約又は仲介貿易契約の相手方の保険契約で定める期間以上の債務の履行遅滞（当該輸出契約又は仲介貿易契約に基づく債務以外の輸出者又は仲介貿易者に対する債務に係るものを含み、輸出者又は仲介貿易者の責めに帰することができないものに限る。）

第四十四条第二項第二号ニ中「決定」の下に「その他これに準ずる事由」を加え、同項第四号を削り、同項第五号中「第二号ロ」を「第一号ロ、ホ若しくはト又は第二号イからハまでのいずれかに、「政令」を「運賃その他の政令」に改め、「（前号の損失を除く。）」を削り、同号を同項第四号とする。

第四十六条第一項中「からリまで」を「からヌまで」に、「からホまで」を「からホまで又はヌ」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第四十四条第二項第五号」を「第四十四条第二項第四号」に、「同項第二号ロ」を「同項第一号ロ、ホ若しくはト又は第二号イからハまでのいずれか」に、「同項第五号」を「同項第四号」に改め、同項を同条第四項とする。

第四十八条第二項第一号中「イからホまで」の下に「又はリ」を加え、「出資外国法人等販売契約に基づいて販売し、又は賃貸する貨物をいう。以下」を「出資外国法人等販売契約に基づいて販売し、又は賃貸する貨物をいう。次号において」に、「出資外国法人等仲介貿易契約に基づいて販売し、又は賃貸する貨物をいう。以下」を「出資外国法人等仲介貿易契約に基づいて販売し、又は賃貸する貨物をいう。同号において」に改め、同号ト中「除く」の下に「。リにおいて同じ」を加え、同号に次のように加える。

リ　出資外国法人等販売契約又は出資外国法人等仲介貿易契約の相手方の保険契約で定める期間以上の債務の履行遅滞（当該出資外国法人等販売契約又は出資外国法人等仲介貿易契約に基づく債務以外の出資外国法人等に対する債務に係るものを含み、出資外国法人等の責めに帰することができないものに限る。）